

高齢者や障害のある方の暮らしを地域でサポートする身近な相談窓口

		圏 域	機 関 名	住 所	電話番号 FAX番号
高 齢 者 の 方	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	都 市 中 核	社協都市中核	岸和田市野田町1-5-5 福祉総合センター2階	072-439-0361 072-431-1500
		久 米 田	社協久米田	岸和田市下池田町2-1-15	072-445-6616 072-445-6656
		岸和田中部	萬寿園中部	岸和田市尾生町808	072-445-7789 072-445-7719
		葛 城 の 谷	萬寿園葛城の谷	岸和田市土生町2-30-12 泉洋ビル3階302	072-430-5800 072-430-6677
		岸和田北部	いなば荘北部	岸和田市荒木町2-21-59	072-447-4178 072-447-4488
		牛 滝 の 谷	いなば荘牛滝の谷	岸和田市稲葉町1066	072-479-1212 072-479-1897
障 害 の あ る 方	委 託 相 談 支 援 事 業 所	都 市 中 核	相談センター社協のだ	岸和田市野田町1-5-5 福祉総合センター2階	072-468-7110 072-431-1500
		久 米 田	OK ハウス小松里	岸和田市小松里町2064 MKビル102号	072-441-7752 072-441-7753
		岸和田中部	自立生活センター・いこらー	岸和田市中北町7-21	072-493-7378 072-493-8278
		葛 城 の 谷	相談支援事業所 かけはし	岸和田市畑町4-1-14	072-426-3870 072-426-3872
		岸和田北部	みらい相談支援センター	岸和田市春木旭町19-17	080-9470-2344 050-3142-9879
		牛 滝 の 谷	きぼうの輪	岸和田市三田町117-1	072-479-4417 072-479-4418

成年後見制度の利用に関する関係機関

機 関 名	住 所	電話番号
(法定後見制度申立て、書類の配布等) 大阪家庭裁判所 岸和田支部	岸和田市加守町4-27-2	後見センター 072-441-6804
(任意後見契約の手続きに関すること) 岸和田公証役場	岸和田市宮本町2-29 ライフエイトビル3階	072-422-3295

行政の相談窓口

機 関 名	住 所	電話番号 FAX番号
岸和田市福祉政策課	岸和田市岸城町7番1号	072-423-9467 072-423-8686
岸和田市障害者支援課 (障害者基幹相談支援センター)	岸和田市岸城町7番1号	072-447-6078 072-431-0580

岸和田市成年後見センターは、成年後見制度を必要とする方が安心して利用できるよう、地域で支える体制をつくるための中核となる機関として、岸和田市社会福祉協議会が、令和4年4月1日より、岸和田市からの委託を受け事業を実施しています。

社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会

岸和田市成年後見センター

このようなお困りごとはありませんか？

お金や書類の管理ができなくなった

福祉サービス（介護、就労など）を利用したいけど、ひとりではどうすればいいかわからない

普段のお金の管理は自分でできるけど、契約や市役所の手続きのことは難しいから、手伝ってほしい

障害のある子どもを抱え、親せきあとか心配

ひとり暮らしで、今は元気だけど将来の生活が不安



ご相談は無料です！

岸和田市成年後見センターでは、以下の事業を行います。ご本人・ご家族・福祉関係事業所のみなさま、お気軽にご相談ください。

成年後見制度に関する相談
(制度の説明、申立てを考えている人へのサポート)

後見人等に選任された方への
相談、後見活動に関する助言

市民後見人の
後見活動サポート

成年後見制度に関する
研修会の開催

その他の相談

・弁護士・司法書士・社会福祉士による、成年後見制度や
権利擁護に関する専門相談
・日常生活自立支援事業や法人後見に関する相談

岸和田市成年後見センター

電 話 072-439-8241

F A X 072-431-1500

住 所 岸和田市野田町1丁目5番5号

(市立福祉総合センター内)

受 付 月曜日から金曜日の

午前9時～午後5時30分

(祝日、年末年始を除く)





成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害により判断能力が不十分な方のために、法的に権限を与えられた人【成年後見人等】が本人に代わって財産管理や契約手続きを行う制度です。

- 自分が元気なうちに後見をお願いする人や内容を自分で決めておきたい
- 亡くなった後の葬儀や遺言の執行もお願いしたい

- 夫の認知症が進み、金銭管理ができずに銀行から払い戻しをすることができなかった。
- 施設入所のため持ち家を売却する必要があるが手続きが複雑でひとりでは判断できない。
- 悪徳商法にひっかかってしまう。

成年後見制度

任意後見制度

現在は判断能力があるが、将来に向けて備えたい方が自分で将来を託したい人を選びます。
(公証役場で契約を結びます)

判断能力が低下した時

任意後見監督人選任申立て

家庭裁判所で手続きを行い、監督人が選任されたら、支援が開始されます。

法定後見制度

すでに判断能力に不安がある方
(家庭裁判所に申し立てます)
裁判所が後見人等を選びます。

補助
判断能力
不十分

保佐
判断能力
著しく
不十分

後見
判断能力
なし

※医師の診断書が判断能力の基準になります

法定後見制度 手続きの流れ

申立準備

申立てに必要な書類を揃えます。
大阪家庭裁判所岸和田支部で配布しています。
大阪家庭裁判所 後見センターのホームページからもダウンロードできます。

申立て

本人の居住地を管轄する家庭裁判所へ申立てをします。
申立てできるのは、本人・配偶者・四親等内の親族などです。

調査・審理

家庭裁判所の調査官が本人や後見人等候補者の話を聞きます。
申立書類を確認し審査します。

後見開始

本人に最も適任な後見人等を選任します。
審判が確定し、法定後見が開始されます。

2ヶ月から4ヶ月程度



後見人等の役割

本人の財産の管理

本人のお金の管理、不動産の処分、相続の手続き、重要な消費契約、悪質な契約の取り消し…など

身上保護

本人の健康、環境等に配慮した福祉サービス等の契約、支払い、支援チームとの連携による方針の決定など
※直接、本人の介護をするのではなく、手配する役割です。

家庭裁判所への報告

本人の状況や後見活動について家庭裁判所に報告（原則 年1回）

※医療に関する同意は含みません。
※身元保証人とは違います。
※本人が死亡すると、管理財産（相続財産）は後見人等から相続人に引き継がれます。



法定後見制度Q&A

Q1. 法定後見制度の申立ては、誰が行うのですか？

本人、配偶者、四親等以内の親族等です。また、任意後見契約が登記されている時は任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人も申立てることができます。申立てる人が誰もいない場合で、必要がある場合は、市長が申立てることができます。

Q2. 判断能力の程度は、誰が、どのように判断するのですか？

家庭裁判所が、医師の診断書で判断します。本人の能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3類型に分かれます。

Q3. 後見人等は、誰が、どのように選ぶのですか？

家庭裁判所が申立て書類や本人等への面接調査等により、本人に最もふさわしい人を成年後見人等を選びます。成年後見人等になってほしい人（候補者）がいる場合は、申立ての際に申立書に記載することができますが、必ず候補者が成年後見人に選ばれるとは限りません。

Q4. 成年後見人等への報酬は必要ですか？

成年後見人等が、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行なった場合には、家庭裁判所の定めた報酬を本人の財産から受け取ることができます。